

島根県弓道連盟会則

令和6年5月12日

島根県弓道連盟会則

(名 称)

第1条 この会は島根県弓道連盟（以下「県弓連」という）と称する。

(目 的)

第2条 県弓連は、全日本弓道連盟・中国地域弓道連合会・島根県武道連盟・及び島根県スポーツ協会に加盟し、それぞれの目的事業に賛同し弓道を通して体位の向上と人間形成に資するとともに、会員相互の親睦を図り、社会文化の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 県弓連は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 弓道の普及奨励並びに指導に関すること。
- (2) 段級審査・講習会並びに競技に関すること。
- (3) その他、県弓連の目的達成に必要なこと。

(組織及び会員)

第4条 県弓連は、県内における弓道愛好家をもって組織し、県弓連に加盟している支部に所属し、且つ会員登録手続きをした者を会員とする。

(役 員)

第5条 県弓連に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名
- (3) 理 事 21名（理事長1名、常任理事若干名を含む）
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長及び監事は代議員会の決議により選出する。

- 2 副会長は会長が指名し代議員会の決議により選出する。
- 3 理事は代議員会の決定により会長が委嘱する。
- 4 理事長及び常任理事は理事会において互選する。
- 5 代議員会において選出された会長・副会長は理事となる。

(役員の仕事)

第7条 会長は県弓連を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事長は理事会を代表し、会長・副会長を補佐する。
- 4 理事は理事会を構成し、代議員会の決議事項につき会務を執行する。
- 5 常任理事は理事長を補佐し、代議員会の決議事項の運用並びに緊急事項の調整をはかる。
- 6 監事は県弓連の事業及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補選による役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任満後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 4 役員は、県弓連の役員たるにふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情ある場合は、その任期中といえども代議員会の議決により、これを解任することができる。

(名誉会長及び顧問)

第9条 県弓連に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は県弓連の運営発展について意見を述べるすることができる。
- 4 顧問は会長の諮問に応じ、且つ意見を述べるすることができる。

(代議員)

第10条 県弓連に代議員を置く。

- 2 代議員は各支部ごとに別に定める数を任意に選出するものとする。
- 3 代議員は代議員会を組織し、会則に定める事項を審議決定する。

(会 議)

第11条 県弓連は次の会議により運営する。

代議員会・理事会

第12条 代議員会は県弓連の最高決議機関であり、毎年1回会長が招集する。

但し、必要に応じ臨時に招集することができる。

- 2 代議員会の議長は代議員の中から選出する。
- 3 理事・監事は代議員会に出席して意見を述べるすることができる。

第 13 条 代議員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 会則及び施行細則等の改廃
- (2) 事業報告書及び決算の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 役員を選出
- (5) その他運営に関する重要事項

第 14 条 理事会は会長が招集する。理事長は理事の 3 分の 1 以上の理事会開催の要望があり、その必要を認めた場合は、会長にその旨を申し出ることができる。この申し出があった場合、会長は速やかに理事会を招集するものとする。

第 15 条 理事会は次の事項を審議並びに執行する。

理事長はこの会議の議長となる。

- (1) 代議員会提出議案の審議
- (2) 追加予算及び補正予算の審議
- (3) 施行細則に定める事項
- (4) その他必要と認める事項

2 (2)については次期代議員会の承認を要する。

(会議の成立)

第 16 条 代議員会及び理事会はそれぞれの 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。但し、書面をもって出席者に委任した場合はこれを出席と見なす。

(会議の議決)

第 17 条 代議員会及び理事会の議事は出席者の過半数の同意で決する。

但し、可否同数の場合は議長の決するところに従う。

(事務局)

第 18 条 県弓連の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 事務局に局員若干名を置くことができる。
- 4 事務局長及び局員は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 5 理事以外から委嘱された事務局長は理事となる。この場合、理事の定数は増加されるものとする。
- 6 事務局の職務内容は別に定める。

(会 計)

第 19 条 県弓連の経費は次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 加盟支部の分担金
- (2) 会員の登録料
- (3) 補助金及び事業に伴う収入
- (4) 寄付金品及びその他の収入

第 20 条 県弓連の事業遂行に要する費用は前条に定める諸収入をもって支弁し、主要支弁支出費目の経理については第 32 条に定める施行細則による。

第 21 条 県弓連の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、代議員会の議決を経なければならない。

第 22 条 県弓連の決算は、毎会計年度終了後 1 ヶ月以内に会長が作成し、事業報告書及び監事の意見を添えて、代議員会の承認を経なければならない。

第 23 条 県弓連の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 24 条 支部の分担金及び会員の登録料は別に定める。

- 2 既納の分担金及び登録料は、いかなる理由があっても返還しない。

(特別積立金)

第 25 条 県弓連事業の運営資金にあてるため、特別積立金を設けることができる。

- 2 特別積立金は、その目的用途を明らかにし、代議員会の承認を経なければならない。
- 3 特別積立金は、金融機関への預金その他最も確実且つ有利な方法により保管しなければならない。

第 26 条 特別積立金の処分は、代議員会の承認を経なければこれを行うことができない。

但し、予算外の特別緊急な支出が必要となった場合、これが補填のため理事会の承認を経て特別積立金からこれに充当し次期代議員会の承認を得なければならない。

(加盟及び資格)

第 27 条 県弓連の目的事業に賛同し、毎年一定の分担金及び登録料を納入したものを加盟支部並びに会員とする。

第 28 条 県弓連の加盟支部となるには、代議員会の承認を受けなければならない。

2 加盟及び脱退の手続きは別に定める。

第 29 条 加盟支部及び会員は、次の各項の一つによって資格を失う。

- (1) 脱 退
- (2) 県弓連の解散
- (3) 加盟支部の解散
- (4) 除 名

第 30 条 加盟支部及び会員が県弓連の名誉を傷つけ又は県弓連の目的に反する行為があった場合は、代議員会の議決を経て除名することができる。

第 31 条 この会則は代議員会の議決を経て改正することができる。

第 32 条 この会則施行についての細則は、代議員会の議決を経て別に定める。

(付 則) 1

会計年度の変更に伴い、当面の会計年度は次のとおりとする。

- (1) 平成 11 年度 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。
- (2) 平成 12 年度 1 月 1 日に始まり、平成 13 年 3 月 31 日に終わる。
- (3) 平成 13 年度以降 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(付 則) 2

- (1) この会則は昭和 34 年 3 月 15 日より改正施行する。
- (2) この会則は昭和 39 年 3 月 8 日より改正施行する。
- (3) この会則は昭和 47 年 3 月 5 日より改正施行する。
- (4) この会則は昭和 49 年 2 月 24 日より改正施行する。
- (5) この会則は昭和 52 年 2 月 27 日より改正施行する。
- (6) この会則は昭和 55 年 2 月 24 日より改正施行する。
- (7) この会則は昭和 59 年 3 月 4 日より改正施行する。
- (8) この会則は平成 7 年 3 月 12 日より改正施行する。
- (9) この会則は平成 8 年 3 月 3 日より改正施行する。
- (10) この会則は平成 11 年 2 月 21 日より改正施行する。
- (11) この会則は平成 18 年 4 月 23 日より改正施行する。
- (12) この会則は平成 26 年 5 月 18 日より改正施行する。
- (13) この会則は平成 29 年 5 月 21 日より改正施行する。
- (14) この会則は令和 4 年 5 月 15 日より改正施行する。
- (15) この会則は令和 6 年 5 月 12 日より改正施行する。

島根県弓道連盟会則施行細則

(目的)

第1条 島根県弓道連盟会則第32条に基く施行細則を定め、会務の運営をはかる。

(事務局の職務)

第2条 事務局の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 予算案・事業計画案の作成
- (2) 決算・事業報告書の作成
- (3) 決議事項に基づく事業遂行上の事務
- (4) 文書の收受・起案・発送・管理
- (5) 事業記録・会議録等の整理・保管
- (6) 金銭の出納保管
- (7) 備品の管理
- (8) 加盟・脱退届の受理
- (9) その他の事務処理

(称号・段位の推薦、表彰、慶弔及び懲戒)

第3条 称号・段位の推薦、表彰、慶弔及び懲戒に関することは、次の各号に定めるところにより会長が行うものとする。

- (1) 称号・段位の推薦については、細則別紙第1 称号・段位推薦規程
 - (2) 表彰については、細則別紙第2 表彰規程
 - (3) 慶弔については、細則別紙第3 慶弔規程
 - (4) 懲戒については、細則別紙第4 懲戒規程
- 2 前項に定める事項を実行しようとするとき、又は実行したときは、次期代議員会で承認を得なければならない。

(派遣役員)

第4条 県弓連を代表して派遣する役職員は理事会において選出する。

- (1) 中国地域弓道連合会役員 2名
- (2) 島根県武道連盟役員 4名
- (3) 島根県スポーツ協会評議員 1名
- (4) その他要請のある団体・競技大会等の役員派遣

(加盟支部理事及び・代議員)

第5条 県弓連に加盟する支部は次のとおりとする。

(1) 一般支部

松江弓友会、出雲弓友会、大田市弓友会、江津弓友会、浜田弓友会、益田市弓友会、津和野弓友会、仁多弓友会

(2) 大学・高専弓道部支部

島根大学、島根大学医学部、松江工業高等専門学校、島根県立大学

(3) 島根県高体連弓道専門部加盟高校弓道部支部

松江北高校、松江東高校、松江工業高校、松江商業高校、横田高校、出雲高校、出雲工業高校、出雲商業高校、大社高校、大田高校、邇摩高校、江津工業高校、浜田高校、浜田商業高校、浜田水産高校、益田高校、益田翔陽高校、津和野高校、皆美が丘高校、開星高校、益田東高校、松江高専

(4) 中学校弓道部支部

大田第一中学、開星中学、大田第三中学

- 2 理事定数の各支部への割り当てについては、一般支部は各1名、大学・高専支部で1名、島根県高体連弓道部加盟高校支部で3名、青年部に1名割り当てる。また、会長による推薦理事数を8名とする。
- 3 理事は選任時において、その年齢が75歳以下とする。
但し、令和6年度から令和7年度の役員に限り、本項の規定は適用しない。
- 4 一般支部の代議員数は、前年度の登録会員数10名未満は1名とし、以下10名ごとに1名を加える。端数については四捨五入の上1名とする。
- 5 大学・高専弓道部、高体連加盟高校、中学校の代議員数は、各校ごとに1名とする。

(分担金及び登録料)

第6条 加盟支部及び登録会員の納入する分担金及び登録料は、年間次のとおりとする。

(1) 分担金

①通常分

ア 前年度登録した人数に1,200円を乗じた金額とする。但し10名以下の支部はすべて12,000円とする。

イ 大学弓道部支部は、1校12,000円とする。

ウ 高校、高専、中学校各支部は、1校6,000円とする。

②特別分（島根かみあり国スポ）

前年度登録した人数に、高校支部は200円、大学支部は500円、一般支部は2,000円を乗じた金額とする。ただし、令和6年度から令和12年度までに限る。

(2) 登録料

ア	個人登録料称号	(年間)	7,000円
イ	個人登録料一般	(年間)	5,000円
ウ	大学学生	(年間)	1,000円
エ	高校生徒	(年間)	500円
オ	高体連弓道部(一括)	(年間)	150,000円
カ	賛助会員	(年間)	1,000円以上

2 分担金及び登録料の納入は毎年5月末までとする。

第7条 分担金及び登録料を納入しない支部及び個人または賛助会員は、県弓連主催の行事に参加することができない。また、審査のための認証も受けられない。

但し、登録料について、中学生はこの限りでない。

(賛助会員)

第8条 県弓連の趣旨に賛同し特別の後援をした者を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に登録する場合は、理事会の承認を経てその内容を代議員会に報告する。

(加盟・登録手続き)

第9条 県弓連に加盟する場合は、次の書類を県弓連に提出しなければならない。

(1) 支部加盟

- ア 加盟願
- イ 支部会則
- ウ 役員・会員名簿
- エ 事業計画書

(2) 個人登録

個人登録は所定の登録料を所属支部を経由して納入する。

2 前項の書類の提出があった場合は、理事会において加盟手続きの具備について審査のうえ代議員会に提出する。

(脱退手続き)

第10条 加盟支部及び会員が脱退する場合は、次の手続きをしなければならない。

- (1) 脱退届
- (2) 脱退事由書

2 前項の手続きを受理した場合は、理事会の承認を経て次の代議員会に報告するものとする。

(派遣費等)

第11条 中国大会規模以上の競技会及び正規の講習会等の参加者として県弓連が推薦した場合、細則別紙第5に定める基準に従い派遣費を支給する。

(旅費等)

第12条 県弓連会則第2条に定める加盟する団体の行事及び県弓連が主催する行事に派遣する役職員の旅費等は、次項以下によって支給する。

但し、県内の競技会には適用しない。(役員(選手として参加する者は除く)を除く)。

- 2 運賃は出発最寄り駅(居住地を基準とする)から、目的地最寄り駅までのJR普通運賃の実費を支給する。
 - (1) 前記運賃のほか、駅間のキロ数が50kmを超えかつ必要と認めるときは特急料金を支給することができる。
 - (2) バスを利用したときは、実費を支給することができる。
- 3 日当は、地方審査と県弓連主催の講習会に限り、審査員又は講師1名につき3,000円を支給する。
- 4 宿泊費は会長が必要と認めた場合に1泊8,000円までを支給することができる。
- 5 会議の日当は、県内1,000円、県外2,000円とする。
- 6 手当は選任の補助員に対しては1,000円とし、必要に応じ食費は別途支給する。

(部会)

第13条 県弓連は、射技の向上と会員相互の親睦を目的として設置された次の各号の部会を置く。

- (1) 称号受有者の会(称号受有者を構成員とする)
- (2) 青年部(満35歳以下の会員を構成員とする)

(委員会等)

第14条 県弓連は、その事業の遂行にあたり、必要に応じて委員会等を設置することができる。

(付 則)

この細則は昭和59年3月4日より改正実施する。

この細則は昭和60年3月3日より改正実施する。

この細則は平成2年3月4日より改正実施する。

この細則は平成3年3月3日より改正実施する。

この細則は平成6年3月6日より改正実施する。

この細則は平成7年3月12日より改正実施する。

この細則は平成8年3月3日より改正実施する。

この細則は平成13年5月13日より改正実施する。

この細則は平成16年4月25日より改正実施する。

この細則は平成17年4月24日より改正実施する。

この細則は平成18年4月23日より改正実施する。

この細則は平成19年4月30日より改正実施する。

この細則は平成20年4月20日より改正実施する。

この細則は平成22年5月9日より改正実施する。

この細則は平成23年5月8日より改正実施する。

この細則は平成24年5月13日より改正実施する。

この細則は平成27年5月17日より改正実施する。

この細則は平成28年5月15日より改正実施する。

この細則は平成29年5月21日より改正実施する。

この細則は令和元年5月19日より改正実施する。

この細則は令和2年5月17日より改正実施する。

(令和2年度における分担金及び登録料の特例)

第1条 令和2年度に限り、第6条第1項第1号及び第2号の額は、以下の額とする。

(1) 分担金 0円

(2) 登録料

ア 個人登録料称号	(年間)	5,000円
イ 個人登録料一般	(年間)	3,000円
ウ 大学学生	(年間)	1,000円
エ 高校生徒	(年間)	500円
オ 高体連弓道部(一括)	(年間)	120,000円
カ 賛助会員	(年間)	1,000円以上

この細則は令和3年5月16日に改正実施する。ただし、付則1条の規定は令和2年4月1日から適用する。

この細則は令和4年5月15日より改正実施する。

この細則は令和5年5月14日より改正実施する。

この細則は令和6年5月12日に改正実施し、同年4月1日から適用する。

称号・段位推薦規程

昭和46年12月1日制定

- 第1条 全日本弓道連盟（以下「全弓連」という）に対して、称号の授与又は昇段の候補として推薦する場合は、次条以下の規程により、その候補を決定し上申する。
- 第2条 推薦候補者の基準は、全弓連の定めるところによるほか、県弓連の基準を別に定める。
- 第3条 県弓連各支部は、推薦基準に該当する推薦候補があるときは、推薦書に候補者の履歴書（弓歴は特に詳細に記入する）及び、詳細な理由書を添付して、1月末日までに県弓連会長に提出する。
- 第4条 県弓連会長は、前条により提出された推薦候補者を一括して理事会の審議を経て上申する。
理事会は、候補者の推薦の適否と、候補者が複数ある場合にはその順位について審議する。
- 第5条 全弓連が開催する称号取得講習会に関わる事項についても、全弓連が定める基準に基づいて県弓連会長が理事会の承認を得た上で候補者を選考・推薦する。
- 第6条 県弓連各支部は、全弓連の定める称号・段位の追授に該当する死亡者が出たとき、死亡年月日及び功労を添付して速やかに県弓連会長に報告する。県弓連会長は審査の上、全弓連に上申する。

(付 則)

- 1 この規定は昭和59年3月4日より改正施行する。
- 2 この規定は平成6年3月6日より改正施行する。
- 3 この規定は平成22年5月9日より改正施行する。

称 号・段 位 推 薦 基 準

第1条 推薦候補者の年齢及び弓歴は、次表の定めによる。

種 別	年 齢	弓 歴
錬 士	65 歳以上	五段認許後満 10 年以上経過
教 士	70 歳以上	錬士受有後満 15 年以上経過
五段以下	60 歳以上	現段位認許後満 5 年以上経過
六 段	65 歳以上	五段認許後満 10 年以上経過
七 段	70 歳以上	六段認許後満 15 年以上経過
八 段	80 歳以上	七段認許後満 15 年以上経過

第2条 推薦を受ける者は、弓歴 10 年以上とし、多年地域弓道の発展・施設の拡充・後進の育成に尽力した者を候補者とする。

第3条 推薦候補者は、人格識見ともに具有し、指導者として特に豊富な経験を有すること。

第4条 推薦候補者は、推薦を受ける称号・段位の審査を、過去 5 回以上受審した実績を有すること。

第5条 推薦は 1 回限りを原則とする。但し、再推薦は厳格に取り扱うこと。称号取得講習会についても原則として推薦と同様の扱いとする。

第6条 追授について弓歴は、次表の定めによる

種 別	弓 歴
錬 士	五段取得後 1 年以上経過
教 士	錬士取得後、2 年以上経過(原則として六段受有者)
範 士	教士・八段取得後、10 年以上を原則とする
五段以下	現段位認許後 3 年以上経過
六・七段	現段位認許後 5 年以上経過
八 段	七段認許後 7 年以上経過
九・十段	範士及び八段、又は九段取得後 10 年以上

第7条 その他特別の功労者について、県弓連会長が特に認定した者。

(付 則)

この基準は平成 6 年 3 月 6 日改正施行する。

この基準は平成 22 年 5 月 9 日改正施行する。

この基準は令和 2 年 5 月 17 日改正施行する。

表 彰 規 程

第1条 県弓連は島根県弓道連盟の振興のために、本規程に従い表彰を行う。

第2条 表彰は理事会において選考された結果に基づき推薦された者に対し会長が行う。

第3条 表彰は次の各号に該当する者とする。

- (1) 優秀な成績を挙げた選手並びにチーム
- (2) 卓抜した指導力を有しその功績顕著な指導者
- (3) 県弓連に貢献した功労者並びにチーム

第4条 表彰は、表彰状に副賞を添えて行う。ただし、全日本弓道連盟優秀地連得点表に掲載の大会(国民体育大会は除く)の副賞は報奨金とし、次の通りとする。

第1位	5万円
第2位	4万円
第3位	3万円
第4位	2万円
第5～8位	1万円

第5条 県弓連は、連盟以外の官庁・団体・事業体が行う類似の行為に対し、県弓連に属する事項に関しては該当者及び該当団体を推薦する権限を保有する。

但し、この推薦は理事会の審議を経ることを要する。

第6条 この規定はその該当者が死亡した場合にも適用し、追贈することができる。

(付 則)

この規定は、平成3年3月3日から施行する。

この規定は、平成27年5月17日から施行する。

慶 弔 規 程

第1条 この規定は県弓連役員等に対する慶弔金等に関して必要な事項を定める。

第2条 県弓連の役員等が賀寿又は死亡した場合には、慶弔金を贈ることができる。

2 贈呈の対象は次のとおりとする。

(1) 県弓連の役員（元役員を含む）

(2) 支部会長

(3) 特に会長が認めた者

第3条 贈呈の金額等の基準は次のとおりとする。

(1) 米寿を迎えた者 1万円程度

(2) 香典又は供花 1万円程度

(3) 前号に定める者の外に弔電を贈ることがある。

第4条 第3条に定めた慶弔金の額は会長が決める。

第5条 この規定を行為した場合は、理事会に報告することを要する。

(付 則)

この規定は平成3年3月3日より実施する。

この規定は平成23年5月8日より改正実施する

細則別紙 第4

懲戒規程

第1条（目的）

本規程は、島根県弓道連盟(以下「本連盟」という)が担う弓道の普及・振興と人間形成に資するとともに、社会文化の進展に寄与するという役割に鑑み、弓道における暴力行為等の不適切な行為の根絶を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

第2条（適用対象）

本規程は、以下に定める者に適用する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員等」という）
- (2) 名誉会長、顧問（以下「名誉職等」という）
- (3) 本連盟に登録している会員

第3条（違反行為）

前条に列挙する者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 競技者及び指導対象者などに対して、暴行、暴言、いじめ、パワーハラスメント等を行うこと。
- (2) 競技者及び指導対象者などに対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為、性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと。
- (3) 競技者及び指導対象者などに対して、技量の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと。
- (4) 競技会等の円滑な運営を妨げ、あるいは、施設の不適切な利用等を行うこと。
- (5) 補助金等の不正受給、不正使用、本連盟の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申し込み、要求し、または約束すること。
- (6) 反社会的勢力と関係を有すること。
- (7) 法令や本連盟の会則その他の規程等に違反すること。
- (8) 弓道の品位を害し、または本連盟の名誉を毀損させる行為。
- (9) 本連盟の機密事項を漏洩すること。
- (10) そのほか、各号に準ずる不適當な行為。

第4条（違反行為に対する懲戒の種類）

1 前条に定める違反行為をした者（以下「違反者」という）は、その内容及び情状に応じて次の各号の懲戒処分を受ける。なお、本規程において、「資格」とは役員等、名誉職等、審査委員、講師の各資格をいう。

- (1) 注意：始末書を提出させて、口頭による注意を行い戒める。
- (2) 戒告：始末書を提出させて、文書による注意を行い戒める。

- (3) 資格停止：違反者の資格を5年以下の一定期間停止する。
 - (4) 資格取消：違反者の資格を取り消す。
 - (5) 登録停止：違反者の会員登録を5年以下の一定期間停止する。
 - (6) 除名：違反者を本連盟から永久に除名する。
 - (7) 諭旨退任：役員等及び名誉職等の違反者については、諭旨により退任願を提出させるが、これに応じないときは解任する。
 - (8) 解任：役員等及び名誉職等の違反者については、即時に解任し、役員等及び名誉職等への就任資格を凍結する。
- 2 違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。
- 3 処分の種類及び内容は、別表（懲戒規程処分の基準）を基準として、次の事情を考慮して決定する。
- (1) 違反行為の態様（故意か過失か、悪質か、偶然的か計画的か、単独か複数人によるか、主導的か従属的か、単発的か連続的か）
 - (2) 違反行為の動機（同情の余地があるか、私欲のためではないか）
 - (3) 違反者の地位・立場、被害者との関係
 - (4) 違反行為により発生した結果の重大性（実害の大小、被害者の多少）
 - (5) 被害者にも責任の一端があるか
 - (6) 被害が回復されたか
 - (7) 違反者に改悛の情がみられるか
 - (8) 違反行為の社会に与えた影響の大小

第5条（公正の保持）

懲戒は、公正かつ適正に行わなければならない。

第6条（刑事裁判等との関係）

処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の本連盟以外の処分を受けたときまたは受けようとするときであっても、本連盟は、同一案件について、適宜に、その違反者を処分することができる。

第7条（懲戒処分と損害賠償）

違反者が故意または過失によって本連盟に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。また、懲戒されたことによって損害の賠償責任を免れることはない。

第8条（違反者の処分の解除・復権）

- 1 本規程により1年を超える期間の資格停止処分を受けた者は、処分開始日から1年を経過した後、会長に対し、処分解除申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、処分の解除を求めることができる。
- 2 本規程により資格取消処分を受けた者は、処分開始日から3年経過後、会長に対し、復権申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、

復権を求めることができる。

- 3 本規程により登録停止処分を受けた者は、処分開始日から1年経過後、会長に対し、処分解除申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、処分の解除を求めることができる。
- 4 会長は、懲戒委員会に1項ないし3項の書類一式を回付する。
- 5 懲戒委員会は、1項ないし3項の申請者を聴聞のうえ、処分解除・復権相当と判断した場合、その旨を会長に答申する。
- 6 会長は、理事会の決議を経て、処分解除・復権を決定する。

第9条（通報窓口）

本連盟は、第3条に規定する違反行為の通報相談を受け付けるために、事務局内に通報窓口を設置する。

第10条（懲戒委員会の設置）

- 1 会長は、第2条に規定する者（以下「対象者」という。）が第3条に定める違反行為を行ったおそれがあると認めた場合、懲戒委員会を設置し、その事案に関する調査・審問を請求する（以下「調査等請求」という）ことができる。ただし、対象者が本連盟に登録されていないことが判明した場合は、同人が再度登録を行った時点で本規程の対象となる。
- 2 懲戒委員会の委員は本連盟の役員等で構成し、5名以上とする。委員に必要な応じ外部有識者を参加させることができる。
- 3 懲戒委員会は、審問終了後1か月以内に、会長に対し、書面をもって、当該事案の処分案を答申する。

第11条（懲戒委員会の調査及び審問）

- 1 懲戒委員会は、調査等請求の対象とされた者（以下「調査等被請求者」という）に対して、調査の対象となったこと及び疑われる違反行為の概要を文書で通知する。
- 2 懲戒委員会は、調査等被請求者に対して、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 懲戒委員会は、証拠を収集し、調査等被請求者などの当該事案の関係者から事情を聴取し、事実を調査及び審問する。
- 4 懲戒委員会は、前項の調査の結果を調査報告書としてまとめ、会長に答申する。
- 5 前項の調査の結果、処分を伴う場合の調査報告書には、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 処分の内容
 - (2) 違反行為にかかる事実
 - (3) 調査手続の経過
 - (4) 処分の理由
- 6 前項の調査の結果、処分を伴わない場合の調査報告書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 処分を不相当とした旨
- (2) 認定された事実（証拠不十分等で違反行為の認定ができない場合はその旨）
- (3) 調査手続の経過
- (4) 処分不相当の理由
- (5) 同種の問題が生じないようにする対応策

第12条（処分の決定）

- 1 会長は、前条4項の答申を受けたときは、これを速やかに理事会に諮ることとする。
- 2 理事会は、懲戒委員会の答申を審議し、処分を決定する。
- 3 会長は、前項の決定に基づき、調査等被請求者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知するとともに、その旨を本連盟所属支部に通知することができる。
 - (1) 調査等被請求者の表示
 - (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
 - (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
 - (4) 処分ないし処分不相当の理由
 - (5) 処分の年月日
- 4 処分の決定は、前項の通知が調査等被請求者に到達した時に効力を生じる。

第13条（手続の秘密性）

懲戒委員会の手続は、これを非公開とする。

第14条（機密の保持）

懲戒委員会及び懲戒に関する調査・審問に関与した者は、その職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第15条（代議員会への報告）

会長は本規程に基づいて処分及び処分の解除・復権した場合は、その旨代議員会に報告しなければならない。

第16条（その他）

- 1 本規程に定めのない事項は、理事会が決定する。
- 2 この規程の改定は、代議員会の議決によって行うことができる。

別表 懲戒規程処分の基準

附則

- 1 この規程は、平成28年5月15日より施行する。
- 2 この規程は、令和5年5月14日より施行する。

別表

懲戒規程 処分の基準

	注意	戒告	資格停止	資格取消	登録停止	除名	論旨退任	解任
1号	○	○	○	○	○	○	○	○
2号	○	○	○	○	○	○	○	○
3号	○	○	○	○	○	○	○	○
4号	○	○	○		○			
5号				○		○	○	○
6号				○		○	○	○
7号	○	○	○	○	○	○	○	○
8号	○	○	○		○			
9号	○	○	○		○			
10号	○	○	○	○	○	○	○	○

細則別紙 第5

派遣費支給基準

単位 円

大会・講習会の名称	派遣費		参加料	宿泊補助	備考
	全国	中国			
国民体育大会 チーム	10,000	5,000			
全日本弓道選手権大会(男女)	別表		○		合算額を支給
全日本勤労者弓道選手権大会 チーム	別表		○		合算額を支給
全日本弓道遠的選手権大会(男女)	別表		○		合算額を支給
全国健康福祉祭弓道交流大会 チーム	20,000				
全日本弓道大会 (京都)	3,000				
都道府県対抗弓道大会 チーム	別表×2		○		合算額を支給
中国地域弓道選手権大会		*1,000			
全国大学弓道選抜大会 チーム	10,000				
全国高校弓道選抜大会 団体 チーム	10,000				
〃 個人	2,000				監督選手それぞれに団体戦と重複する者は除く
全国高校弓道大会 団体 チーム	14,000				
〃 個人	2,000				監督選手それぞれに団体戦と重複する者は除く
中央研修会	別表		○	○	合算額を支給
学校指導者講習会	別表		○	半額	合算額を支給
指導者育成講習会・中国		*5,000	○	半額	合算額を支給
地区指導者講習会・中国		*5,000	○	半額	合算額を支給
国外派遣	5,000				

注1 上記以外については、理事会で検討し、代議員会の承認を得る。
 2 *印について県内開催は無支給。
 3 宿泊補助は、東京都 8,000円、島根県 無支給、その他 5,000円 とする。
 4 数年毎に基準について見直しをする。

令和2年5月17日

派遣費支給表 別表

支給額	都道府県名
10,000	鳥取、岡山、広島、山口
15,000	香川
20,000	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、愛媛、高知、福岡
25,000	福井、岐阜、愛知、三重、佐賀、長崎、熊本、大分
30,000	埼玉、東京、神奈川、富山、石川、山梨、長野、静岡、宮崎、鹿児島
35,000	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、新潟
40,000	岩手、秋田、山形
45,000	青森
50,000	北海道、沖縄